

第3節 土壤環境・地盤環境の保全

1 現状と課題

過去に汚染が認められた一部の土壤について、土地改良事業等の対策が進められています。また、市街地の一部では、工場跡地の敷地内において汚染が発見されましたが、現在、浄化対策が実施されています。土壤汚染の未然防止と健全な土壤環境の維持を図るため、工場・事業場の汚水の適正処理、有害物質等の地下浸透の禁止等について、指導の徹底に努める必要があります。

また、沖積層や洪積層において地下水の急激・過剰な汲み上げが行われることにより、地盤沈下が生じる可能性があり、府内では、地下水依存度の高い南部地域（京都・乙訓地区）の一部で、地盤沈下の傾向が認められることから、観測・監視に取り組むとともに、地下水揚水量を抑制していくことが必要です。

2 土壤汚染防止対策の推進

農用地における土壤汚染

府内においては、亀岡市、大江町の一部で鉱山の排水に含まれるカドミウム等が原因と考えられる土壤や農作物の汚染が確認され、対策を講じてきているところです。

また、府内の農用地における土壤環境については、「モニタリング調査（旧土壤環境基礎調査）」により測定しており、土壤汚染の監視に努めています。その結果、いずれの地点においても基準値を上回る調査結果は出ていません。

市街地における土壤・地下水汚染

カドミウム、ジクロロメタン、チウラム等の27物質については、土壤汚染に係る環境基準が定められており、この基準を超過することのないよう、汚水の適正処理や有害物質等の地下浸透の禁止の徹底等を指導しています。

有害物質による地下水汚染が全国的に問題化したことを踏まえ、農用地以外のいわゆる市街地の土壤・地下水汚染については、10年6月、府内有害物質使用約330工場等に対し、有害物質による地下水汚染の防止及び地下水汚染調査の実施に係る文書指導を行いました。

これにより、13年度においては、1工場において敷地内の土壤汚染が明らかになりました。この工場に対しては、土壤浄化対策について指導を行っており、対策は既に完了しています。なお、地下水汚染については確認されませんでした。

3 地盤沈下防止対策の推進

地盤沈下は、地下水を豊富に含んだ比較的軟弱な地盤である沖積層や洪積層において、地下水の急激・過剰な汲み上げが行われることにより、地盤中の粘土層が広範囲に収縮することによって生じるといわれています。

京都盆地は、そのほとんどが沖積層あるいは洪積層に属し、そこでの工業用水等の地下水依存度は高い状況にあります。また、乙訓地域、山城町及び井手町においては、上水道に多く地下水を利用し、京都盆地南部地区（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、山城町、木津町及び精華町）においては、農業用に多く地下水を利用しています。府内では、京都市南部や乙訓地域で地盤沈下の傾向がみられることから、この状況を把握するため、府では52年度から乙訓地域で水準測量を実施しています。